

補償の概要

【国内旅行傷害保険】日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として被った以下の場合に保険金をお支払いします。 ※ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。 ※ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡され場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。） ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ*1
後遺障害保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ*1

【新型コロナウイルス感染症一時金特約】

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>以下のいずれかに該当した場合に、保険金（3万円）をお支払いします。</p> <p>①日本国内旅行中または日本国内旅行が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに保険の対象となる方が新型コロナウイルス感染症*1を発病*2した場合</p> <p>②保険の対象となる方が参加する国内旅行中に、旅行同行者*3が新型コロナウイルス感染症*1を発病*2した場合</p> <p>▶新型コロナウイルス感染症一時金をお支払いします。ただし、保険金のお支払いは、①または②のいずれかについて、かつ、1回に限ります。</p> <p>*1病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）に限ります。）であるのみに限ります。以下このパンフレットにおいて同様とします。</p> <p>*2 新型コロナウイルス感染症の発病は、医師による診断を必要とします。</p> <p>*3 「旅行同行者」とは以下のいずれかに該当する方をいいます。</p> <p>① 保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約した方で保険の対象となる方と同行する方</p> <p>② 保険の対象となる方が参加する「添乗員を有する企画旅行」に参加する方</p> <p>③ 保険の対象となる方が参加する企画旅行の添乗員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した新型コロナウイルス感染症 保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した新型コロナウイルス感染症（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した新型コロナウイルス感染症

本保険は近々日本ツアー各社が契約者となる「国内旅行傷害保険・包括契約（旅行業者のサービス付保契約）」です。
本保険における「旅行行程」は、旅行業者が付保する国内旅行傷害保険契約に関する特約がセットされているため、「所定の集合地に集合した時から、所定の解散地で解散するまで」となります。

事故が発生した際には、保険金請求書類の配布・回収につき加入者（団体）のご協力をお願いします。
 新型コロナウイルス感染症の急拡大などが発生した場合、新たなお引受けを停止させていただくことがあります。

付帯サービス

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
 また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

「コロナお守りバック」の対象者であることをお伝えください。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は24時間365日）。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

※メディカルアシストは、東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、「お名前」「ご連絡先」「制度名（コロナお守りバック）」等を確認させていただきますのでご了承ください。

転院・患者移送手配 *2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・このパンフレットは「国内旅行傷害保険（新型コロナウイルス感染症一時金特約、死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約セット）」の概要および保険金額（ご契約金額）等を記載したものです。ご契約に際しては重要事項説明書を必ずお読みください。

・国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。

・本保険は旅行業者等を契約者とし、〇〇を保険の対象となる方とする包括契約です。契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は原則として契約者が有します。詳細は契約者が所有する保険約款によりますが、ご不明点がありましたら取扱代理店までお問い合わせください。

お問い合わせ先

【取扱代理店】

近畿日本ツーリスト株式会社 千葉支店

〒260-0013

千葉市中央区中央3-3-8 日進センタービル6F

TEL:043-227-9401

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区大手町2-6-4 〒100-8050

www.tokiomarine-nichido.co.jp